## 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第六号 告 ポ

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十八年十月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部 道路

平成二十八年十月二十八日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 伊 藤 雅 幸

道路の種類 県 道

線 練馬川口線

道路の区域

新	IΒ	旧 新 別
先川口市川口五丁目二二八番一地		区間
二四・九・四〇	一 九 ・ 八 ○	(メートル)敷地の幅員
一 七 五 四		(メートル) 長
		備考